

資料15-1 非常時通信手段一覧

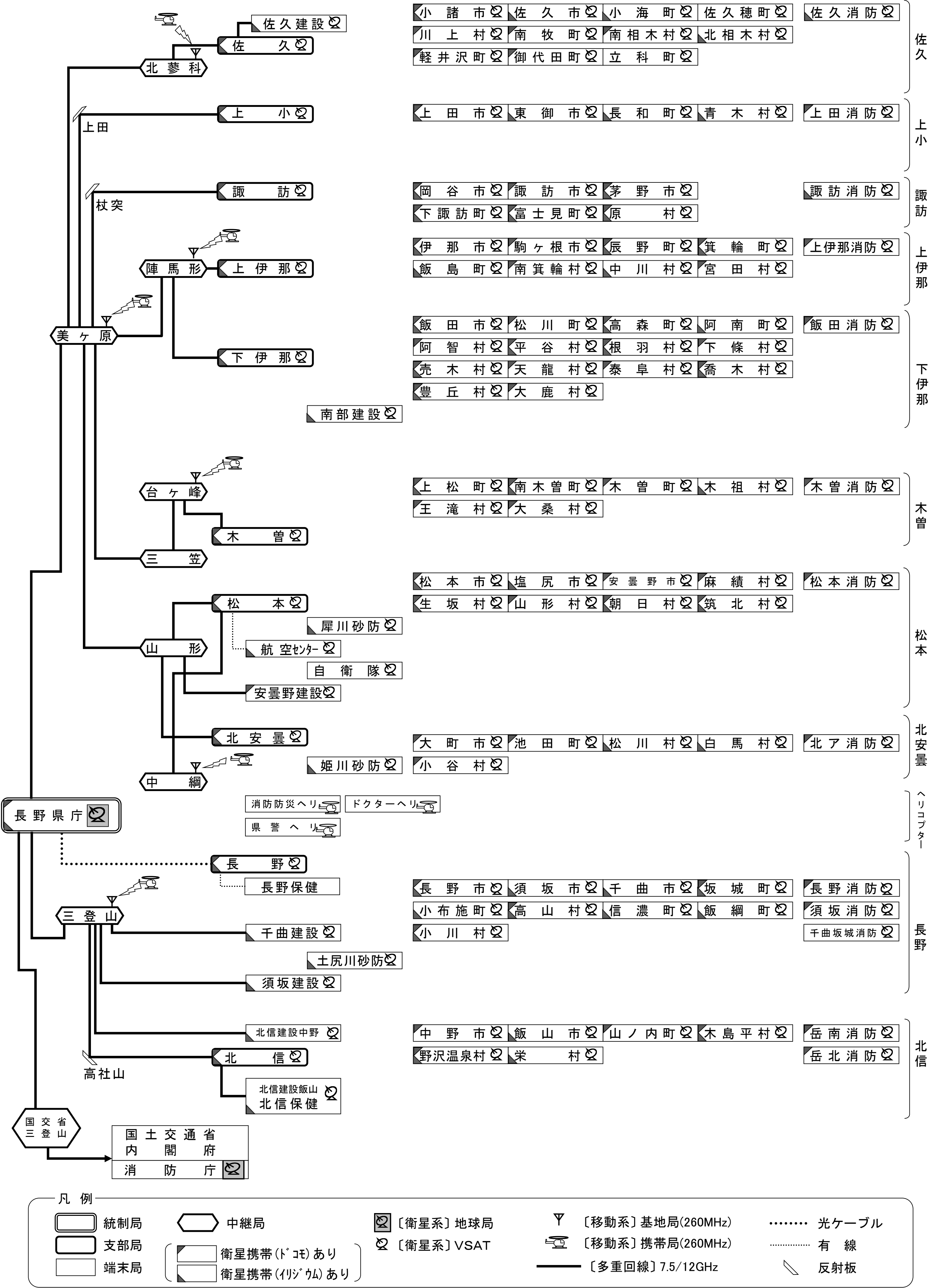
(固定電話・携帯電話以外による)

県機関		長野県防災行政無線、防災相互波無線 及び衛星携帯電話による			
市町村 及び消防本部					
		県防災行政無線		防災相互波 無 線	その他
		地上系	衛星系		
国					
	内閣府				県庁～国交省多重無線網
	総務省消防庁		○		
指定地方行政機関					
	関東管区警察局				県警～警察庁多重無線網
	関東財務局（長野財務事務所）				
	関東信越厚生局				
	関東農政局（長野農政事務所）				
	中部森林管理局				
	関東経済産業局				
	中部経済産業局				
	関東東北産業保安監督部				
	中部近畿産業保安監督部				
	北陸信越運輸局				
	東京航空局 （東京空港事務所松本空港出張所）				
	東京管区气象台（長野地方气象台）	専用線			専用線（～県庁）
	信越総合通信局			○	
	長野労働局				
	関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局（各県内事務所含む）			○	県庁～国交省多重無線網
陸上自衛隊第13普通科連隊			○		
指定公共機関					
	郵政事業(株)信越支社				
	郵政局(株)信越支社				
ＪＲ会社	東日本旅客鉄道(株)長野支社				
	東海旅客鉄道(株)飯田支社			○	
	西日本旅客鉄道(株)金沢支社				
日本貨物鉄道(株)関東支社長野支店					
電気通信 事業者	東日本電信電話(株)長野支店				
	(株)エヌ・ティ・ティ・データ				
	KDDI(株)				
日本銀行（松本支店）					
日本赤十字社（長野県支部）				○	
国立病院機構（関東信越ブロック）					
日本放送協会（長野放送局）		専用線			
日本通運(株)（長野支店）					
電力会社	中部電力(株)長野支店			○	
	東京電力ホールディングス(株)			○	
	関西電力(株)			○	
	東北電力(株)				
独立行政法人水資源機構 （愛知用水総合事業部牧尾支所）					
東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)					

		県防災行政無線		防災相互波 無 線	その他
		地上系	衛星系		
指定地方公共機関					
土地改良区					
ガス会社	松本ガス(株)	専用線			
	上田ガス(株)	専用線			
	諏訪瓦斯(株)	専用線			
	大町ガス(株)	専用線			
	信州ガス(株)	専用線			
	帝石パイプライン(株)				
	長野都市ガス(株)	専用線		○	
鉄道会社	長野電鉄(株)				
	松本電気鉄道(株)				
	上田電鉄(株)	専用線			
	しなの鉄道(株)				
路線バス会社等					
貨物自動車運送事業者 (社)長野県トラック協会)					
放送会社	信越放送(株)	専用線		○	
	(株)長野放送	専用線			
	(株)テレビ信州	専用線			
	長野朝日放送(株)	専用線			
	長野エフエム放送(株)	専用線			
	(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ				
	エルシーブイ(株)	専用線			
	(株)テレビ松本ケーブルビジョン				
	飯田ケーブルビジョン(株)	専用線			
	伊那ケーブルビジョン(株)	専用線			
長野県情報ネットワーク協会					
医師会、歯科医師会					
薬剤師会					
(社)長野県エルピーガス協会					
(社)長野県建設業協会					
(社福)長野県社会福祉協議会					
災害拠点病院					
県厚生連佐久総合病院				○	衛星携帯電話
国立病院機構信州上田医療センター					衛星携帯電話
諏訪赤十字病院				○	衛星携帯電話
伊那中央病院					衛星携帯電話
飯田市立病院					衛星携帯電話
県立木曽病院		専用線			衛星携帯電話
信州大学医学部付属病院					衛星携帯電話
市立大町総合病院					衛星携帯電話
長野赤十字病院				○	衛星携帯電話
県厚生連北信総合病院					衛星携帯電話

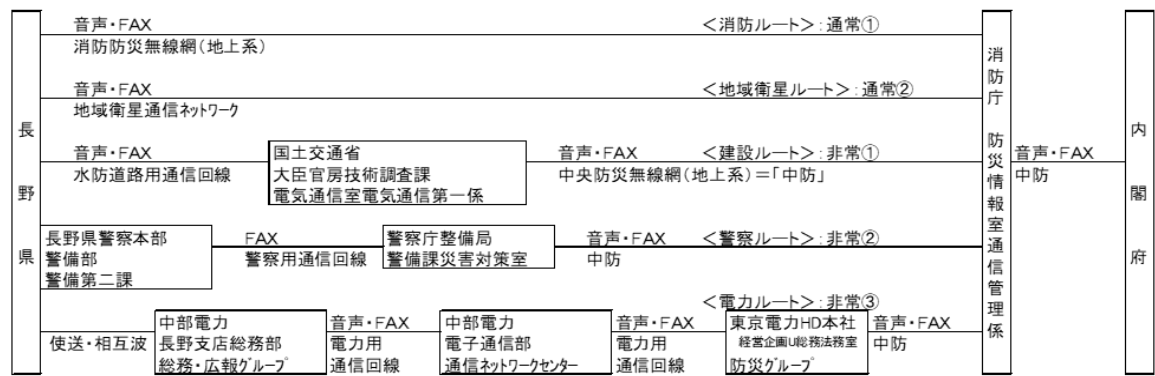
資料15-2 長野県防災行政無線回線構成

令和4年6月



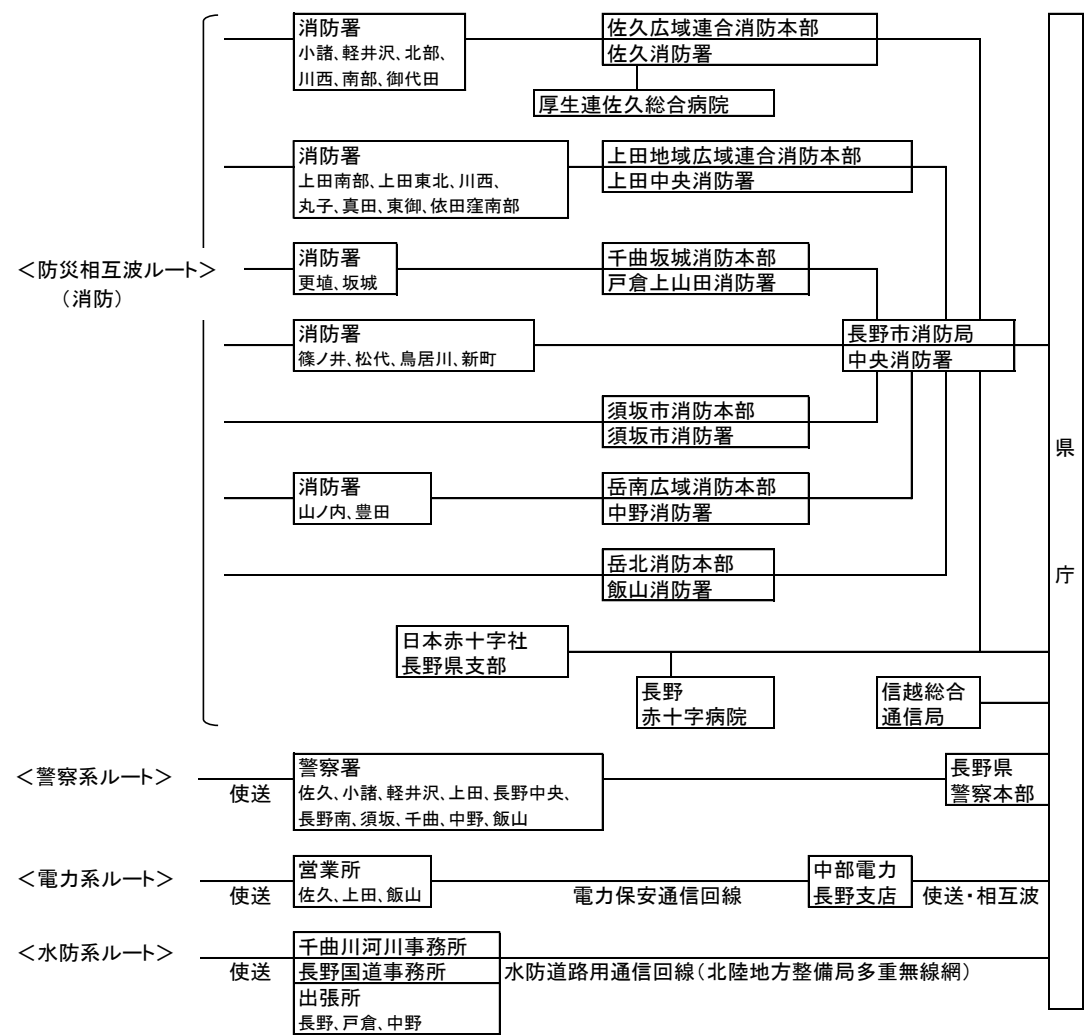
資料15-3 非常通信ルート

【長野県庁～国】



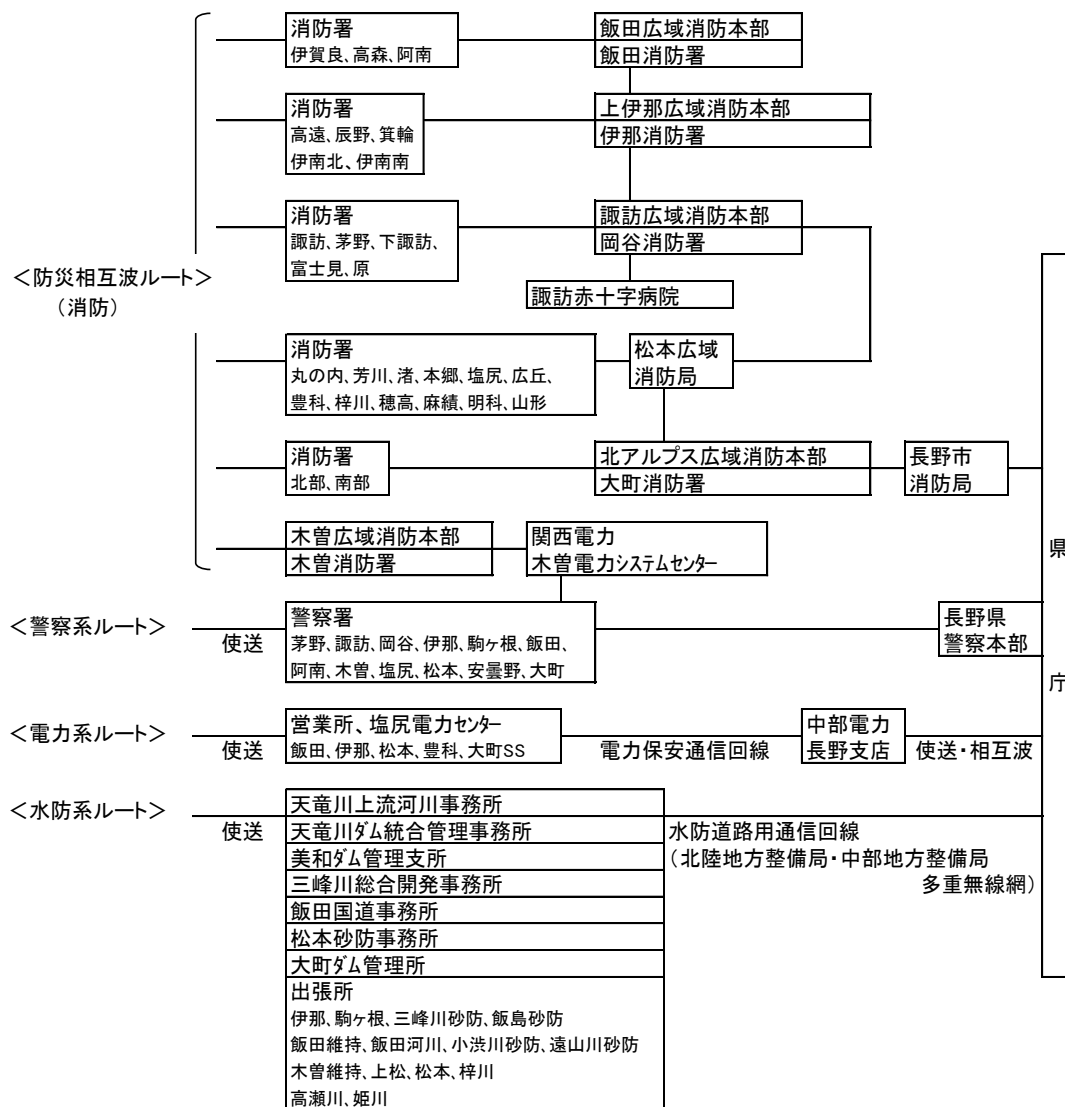
出典: 非常通信事務必携(非常通信協議会)

【東北信市町村等～県庁】(長野県防災行政無線使用不能時)



出典: 信越地方非常通信協議会 総会資料

【 中南信市町村等～県庁 】(長野県防災行政無線使用不能時)



出典: 信越地方非常通信協議会 総会資料

資料15-4 防災相互通信用無線局設置機関一覧表

R4.4.1 現在

免許人名	局数（158.35MHz）				局数（466.775MHz）			
	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局
長野県		10		14				
警察庁		16						
総務省		1				1		
長野市	1	16				590		
松本市						416		
上田市		1				1		
岡谷市						27		
飯田市		12			1	98		
諏訪市						88		
須坂市	1	2						
伊那市		11			1	70		
駒ヶ根市					1	43		
中野市		2						
大町市	3	54						
飯山市						1		
茅野市		1				2		
佐久市					3	34		
北相木村		2						
青木村						2		
下諏訪町						58		
富士見町						30		
原村						3		
辰野町						2		
松川町		1						
阿智村					2			
根羽村		35						
大鹿村		2						
上松町		2						
南木曽町		1						
木曽町		1						
生坂村		10						
山形村					1	23		
小谷村					1	50		
佐久広域連合		1						
上田地域広域連合	1	56						
諏訪広域連合		81				139		
上伊那広域連合	1							
南信州広域連合	2	140						
松本広域連合	1	9				176		
木曽広域連合		18						
北アルプス広域連合		3						
千曲坂城消防組合		3						
岳南広域消防組合		2						
岳北広域行政組合		3						
日本赤十字社		70		31				
中部電力パワーグリッド株式会社		7						
東京電力パワーグリッド株式会社		42		3				
東京電力リニューアブルパワー株式会社		34						
関西電力株式会社		31						
関西電力送配電株式会社		10						
長野都市ガス株式会社		4						
東海旅客鉄道株式会社		2		1				
信越放送株式会社	1							
合 計	11	696	0	49	10	1,854	0	0

出典：信越地方非常通信協議会 総会資料

資料 15-5 アマチュア無線による災害時応援協定

社団法人日本アマチュア無線連盟長野県支部（以下「JARL長野県支部」という。）と長野県（以下「県」という。）は、県が災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づき実施する災害時における情報の収集伝達に関し、次のとおり協定する。

JARL長野県支部長

長野県知事

（目 的）

第1条 この協定は、長野県内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、JARL長野県支部のアマチュア無線局が県に協力して、災害情報の収集伝達を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

（性 格）

第2条 前条におけるアマチュア無線局の活動は、ボランティア精神に基づく活動とする。

（構成員）

第3条 この協定において、情報の収集伝達を行う者は、JARL長野県支部の構成員（以下「構成員」という。）とする。

2 JARL長野県支部は毎年1回構成員名簿の見直しを行い、県に提出するものとする。

（災 害）

第4条 この協定において「災害」とは、災対法第2条第1項第1号に定めるものとする。

（要 請）

第5条 県は、災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で災害情報の収集上必要があると認める時は、JARL長野県支部及び構成員に対し、情報の収集伝達について、協力を要請することができる。

（情報の提供）

第6条 JARL長野県支部の構成員は、県から協力要請がなくても必要と思われる災害情報については、県に提供することができるものとする。

（連絡系統）

第7条 JARL長野県支部と県との情報連絡系統は、別表のとおりとする。

（便宜の供与）

第8条 JARL長野県支部がこの協定による業務を行う場合は、県は施設の提供その他必要な便宜を図るものとする。

（情報収集連絡の訓練）

第9条 JARL長野県支部及び県は、非常災害時の災害情報収集伝達を迅速かつ的確に行うため毎年共同して訓練を行うものとする。

（雑 則）

第10条 この協定に定めのない事項又は規定している事項に疑義を生じた場合には、JARL長野県支部と県は協議のうえ決定する。

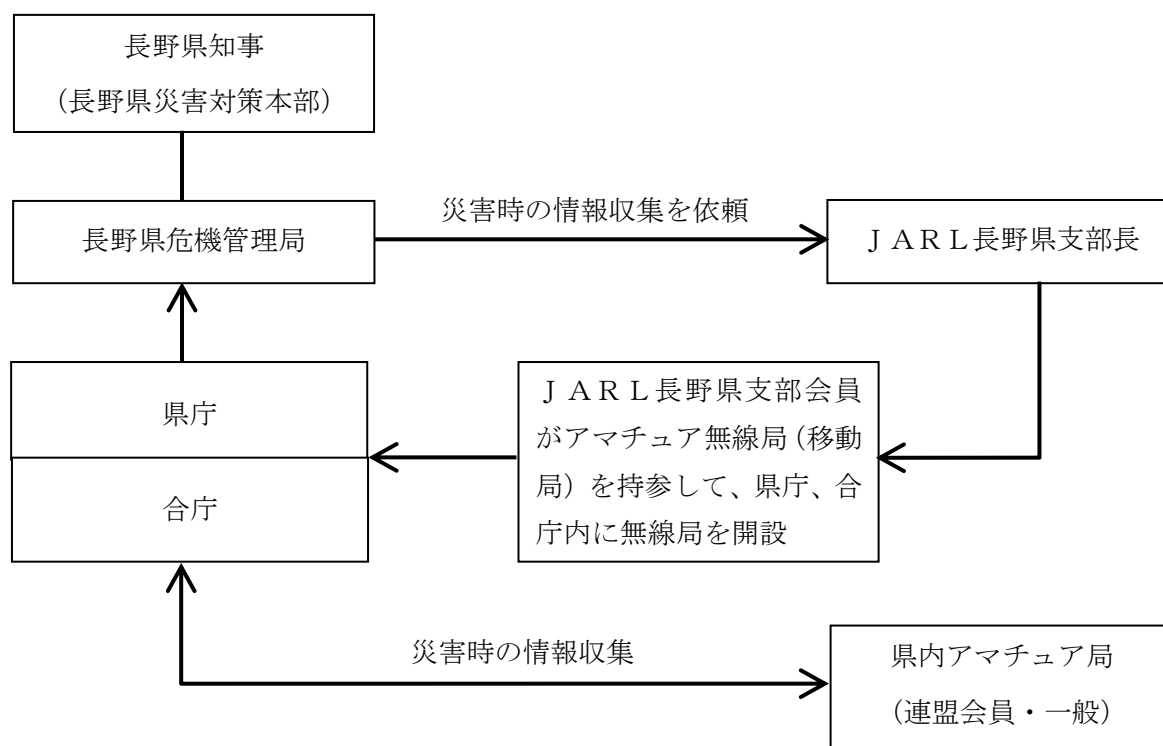
附 則

- 1 この協定は平成 7 年 12 月 22 日から実施する。
- 2 この協定は平成 18 年 4 月 10 日から実施する。

J A R L 長野県支部と県とは、本協定書を 2 通作成し、それぞれ署名押印のうえ、その 1 通を保有する。

(別表) (第 7 条関係)

アマチュア無線による災害時応援協定連絡系統図



※ 改正注記

平成 7 年 12 月 22 日

J A R L 長野県支部 支部長 宮崎茂林一路 と長野県知事 吉村午良 が協定。

平成 18 年 4 月 10 日

J A R L 長野県支部 支部長 小西正夫 と長野県知事 田中康夫 が一部変更を協定。

資料 16 災害時における電気設備等の応急対策業務に関する基本協定

(協定の主旨)

第 1 条 長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県電設業協会（以下「乙」という。）とは、地震・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における、甲の管理する施設の電気設備、電気器具または配線（以下「甲の電気設備」という。）の機能確保及び復旧を図るため、基本的な事項について定めるものとする。

(応急対策業務の内容)

第 2 条 甲が乙に要請する応急対策業務（以下「業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害の発生が予想される場合の電気設備の点検及び要員の配置
- (2) 災害発生時における電気設備の損壊箇所等の被害状況把握及び報告
- (3) 災害発生時における電気設備の応急措置・応急復旧工事
- (4) その他特に要請のあった事項

(協力要請)

第 3 条 甲は、前条の要請を行なうときは、業務の内容を明示して、文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を送付するものとする。

(実施)

第 4 条 乙は、甲から要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、すみやかに協力するものとする。

(報告)

第 5 条 乙は、前条の規定により業務を実施したときは、甲に対し、すみやかに次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 実施した業務の内容、人員及び期間
- (2) 使用した機械及び稼動期間
- (3) 消費した資材、燃料
- (4) その他必要な事項

(費用負担)

第 6 条 甲の要請に基づき、乙が実施した業務の費用は、甲が負担する。

費用請求及び支払い方法は、別途協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第 7 条 業務に従事した作業員が、当該業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行なうものとする。

(損害補償)

第 8 条 業務の実施により第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責任において行なうものとする。

(協力体制)

第 9 条 乙は、業務をすみやかに施行するため、業務に携わる者、災害時の連絡網、装備品等を甲に報告しなければならない。

2 本協定に基づき、甲の附則 2 に示す者と、乙及び乙の各支部長は必要に応じて細目協定を締結するものとする。

(協定の期間及び更新)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、甲または乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、期間が満了した後においても本協定が同一条件で更新される

ものとする。

(雑則)

第11条 この協定の定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(附則)

- 1 この協定は平成17年3月1日から適用する。
- 2 第9条2の「附則2に示す者」は、部(局)長、会計管理者、公営企業管理者、教育委員会事務局教育次長及び現地機関の長とする。

この協定書の締結を証するため、文書2通を作成し、甲及び乙は記名のうえ、各1通を保有する。

平成17年3月1日

甲 長野県知事

田 中 康 夫

乙 社団法人長野県電設業協会長

中 越 紀 雄

資料17-1 災害時における放送要請に関する協定

1 日本放送協会長野放送局

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、長野県知事（以下「甲」という。）が、日本放送協会長野放送局（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災対法第55条の規定による通知又は要請が、公衆電気通信若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難の場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2. 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3. 前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2. 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、そのつど相互に連絡するものとする。

3. 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4. 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(雑則)

第6条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和57年4月1日から適用する。

昭和57年3月1日

甲	長野県知事	吉 村 午 良
	長野市大字長野字本城東2,412番地	
乙	日本放送協会	
	長野放送局長	池 沢 和 夫

2 信越放送(株)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、長野県知事（以下「甲」という。）が、信越放送株式会社（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災対法第55条の規定による通知又は要請が、公衆電気通信設備、有線電気通信若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難の場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2. 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3. 第2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項を放送する場合、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定する。

(連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2. 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、そのつど相互に連絡するものとする。

3. 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4. 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(雑則)

第6条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和57年4月1日から適用する。

昭和57年3月1日

甲 長野県知事 吉 村 午 良

長野市吉田1丁目21番243

乙 信越放送株式会社

取締役社長 石 原 俊 輝

3 (株)長野放送

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、長野 県知事（以下「甲」という。）が、株式会社長野放送（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災対法第55条の規定による通知又は要請が、公衆電気通信設備、有線電気通信若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難の場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2. 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3. 前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項を放送する場合、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定する。

(連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2. 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、そのつど相互に連絡するものとする。

3. 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4. 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(雑則)

第6条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和57年4月1日から適用する。

昭和57年3月1日

甲 長野県知事 吉 村 午 良

乙 株式会社 長野放送
代表取締役社長 北 野 次 登

4 (株)テレビ信州

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、長野県知事（以下「甲」という。）が、テレビ信州株式会社（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災対法第55条の規定による通知又は要請が、公衆電気通信設備、有線電気通信若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難の場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2. 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3. 前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2. 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、そのつど相互に連絡するものとする。

3. 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4. 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(雑則)

第6条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和63年10月1日から適用する。

昭和57年3月1日

甲 長野県知事 吉 村 午 良

乙 株式会社 テレビ信州
代表取締役社長 小 林 司 郎

5 長野エフエム放送㈱

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、長野県知事（以下「甲」という。）が、長野エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災対法第55条の規定による通知又は要請が、公衆電気通信設備、有線電気通信若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難の場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2. 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3. 前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2. 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、そのつど相互に連絡するものとする。

3. 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4. 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(雑則)

第6条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和63年10月1日から適用する。

昭和63年9月27日

甲 長野県知事 吉 村 午 良

乙 長野エフエム放送株式会社
代表取締役 滝 沢 至

6 長野朝日放送(株)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、長野県知事（以下「甲」という。）が、長野朝日放送株式会社（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災対法第55条の規定による通知又は要請が、公衆電気通信設備、有線電気通信若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難の場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2. 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3. 前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2. 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、そのつど相互に連絡するものとする。

3. 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4. 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(雑則)

第6条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和63年10月1日から適用する。

平成3年3月30日

甲 長野県知事 吉 村 午 良

乙 長野朝日放送株式会社
代表取締役社長 澤 田 純 三

資料 17-2 災害時等における報道要請に関する協定

1 朝日新聞社長野支局

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事（以下「甲」という。）が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会（以下「乙」という。）と朝日新聞社長野支局（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び朝日新聞社長野支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事
吉 村 午 良
乙 長野県公安委員会委員長
塚 田 和 男
丙 朝日新聞社長野支局長
荻 谷 忠 男

2 産経新聞社長野支局

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事（以下「甲」という。）が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会（以下「乙」という。）と産経新聞社長野支局（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び産経新聞社長野支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事
吉 村 午 良
乙 長野県公安委員会委員長
塚 田 和 男
丙 産経新聞社長野支局長
縣 忠 明

3 信濃毎日新聞社

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事（以下「甲」という。）が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会（以下「乙」という。）と信濃毎日新聞社（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手續)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する道路を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び信濃毎日新聞社報道部長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事

吉 村 午 良

乙 長野県公安委員会委員長

塚 田 和 男

丙 信濃毎日新聞社 取締役編集局長

恒 川 昌 久

4 スポーツニッポン新聞社長野支局

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事（以下「甲」という。）が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会（以下「乙」という。）とスポーツニッポン新聞社長野支局（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及びスポーツニッポン新聞社長野支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事

吉 村 午 良

乙 長野県公安委員会委員長

塚 田 和 男

丙 スポーツニッポン新聞社長野支局長

横 川 喜 一

5 中日新聞社長野支局

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事（以下「甲」という。）が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会（以下「乙」という。）と中日新聞社長野支局（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手續)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する道路を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び中日新聞社長野支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事
吉 村 午 良
乙 長野県公安委員会委員長
塚 田 和 男
丙 中日新聞社長野支局長
尾 藤 昭 司

6 長野日報社

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事（以下「甲」という。）が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会（以下「乙」という。）と長野日報社（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び長野日報社編集局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事
吉 村 午 良
乙 長野県公安委員会委員長
塚 田 和 男
丙 長野日報社編集局長
伴 在 賢時郎

7 日刊工業新聞社長野支局
(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事（以下「甲」という。）が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会（以下「乙」という。）と日刊工業新聞社長野支局（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し、災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び日刊工業新聞社長野支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事
吉 村 午 良
乙 長野県公安委員会委員長
塚 田 和 男
丙 日刊工業新聞社長野支局長
山 田 昭 雄

8 日本経済新聞社長野支局

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事（以下「甲」という。）が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会（以下「乙」という。）と日本経済新聞社長野支局（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び日本経済新聞社長野支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事

吉 村 午 良

乙 長野県公安委員会委員長

塚 田 和 男

丙 日本経済新聞社長野支局長

小 嶋 健 史

9 毎日新聞社長野支局

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事（以下「甲」という。）が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会（以下「乙」という。）と毎日新聞社長野支局（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する道路を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び毎日新聞社長野支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事
吉 村 午 良
乙 長野県公安委員会委員長
塚 田 和 男
丙 毎日新聞社長野支局長
平 澤 忠 明

10 読売新聞社長野支局

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事（以下「甲」という。）が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会（以下「乙」という。）と読売新聞社長野支局（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する道路を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び読売新聞社長野支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事
吉 村 午 良
乙 長野県公安委員会委員長
塚 田 和 男
丙 読売新聞社長野支局長
新 山 豊

11 共同通信社長野支局

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事（以下「甲」という。）が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会（以下「乙」という。）と共同通信社長野支局（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び共同通信社長野支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事
吉 村 午 良
乙 長野県公安委員会委員長
塚 田 和 男
丙 共同通信社長野支局長
江 沢 和 弘

12 時事通信社長野支局

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事（以下「甲」という。）が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会（以下「乙」という。）と時事通信社長野支局（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び時事通信社長野支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事
吉 村 午 良
乙 長野県公安委員会委員長
塚 田 和 男
丙 時事通信社長野支局長
中ノ森 重 義

災害に係る情報発信等に関する協定

長野県（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時等における情報発信等に関する協定を締結する。

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、長野県内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が長野県民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第 2 条 本協定における取組みの内容は、次の中から、甲乙両者の協議により、具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- （１） 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙が運営するサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- （２） 甲が、長野県内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時から乙が運営するサービス上に掲載するなど、一般に広く周知すること。
- （３） 甲が、長野県内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙が運営するサービス上に掲載するなど、一般に広く周知すること。
- （４） 甲が、災害発生時の長野県内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所開設情報及びボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙が運営するサービス上に掲載するなど、一般に広く周知すること。
- （５） 甲が、長野県内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報を乙が運営するサービス上に掲載するなど、一般に広く周知すること。
- （６） 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて、甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための Web リンクを乙が運営するサービス上に掲載するなど、災害ブログを一般に広く周知すること。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲乙両方で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく甲乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、乙が運営するサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、その時期、方法及び内容について、甲乙両方で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。

ただし、期間満了から1か月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし以降も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときには甲乙両者は、誠実に協議して解決を図る。

資料 17-3

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2016 年 3 月 18 日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下 6 9 2 - 2

長野県知事 阿 部 守 一

乙 東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮 坂 学

資料 18-1 がけ条例制定状況

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

町 村 名	制定年月日	施行年月日
木曽郡南木曽町	51. 3. 12	51. 4. 1
下伊那郡喬木村	53. 4.15	53. 4.15
上水内郡小川村	56. 9.28	56. 9.28
東筑摩郡麻績村	57.12.22	57.12.22
木曽郡王滝村	59.12.24	59.12.24
東筑摩郡生坂村	60. 9.26	60. 9.26

資料18-2 建築物防災週間における防災対策の推進について

(令和3年4月1日現在)

1 目的

毎年地震、火災、がけ崩れ等の災害により建築物の被害はもとより、多くの人命が失われている実状にかんがみ、広く国民を対象に建築物に関連する防災知識の普及に努めるとともに、防災・維持保全関係法令及び制度の周知徹底等を図り、もって建築物の防災対策の推進に寄与することを目的とする。

2 実施時期

毎年度の秋季及び春季の2回とする。

3 実施内容

- (1) 既存建築物の耐震性の向上に関する普及、啓発、改善指導等
- (2) 建築物に関連する防災知識の普及及び啓発
- (3) 建築物防災関係法令の周知及び遵法精神の高揚
- (4) 建築物の維持保全の徹底及び定期報告制度の普及
- (5) 防災上危険な建築物の改善のための各種助成措置の周知及び改善指導
- (6) 工作物の安全性の確保の推進

4 実施方法

- (1) ポスターの掲示
官公庁庁舎内、駅舎内、電車、バス車両内その他人目につきやすい場所に掲示する。
- (2) 広報紙、テレビ等による広報活動
地方公共団体の広報紙、テレビ、ラジオ、新聞、映画館のスライド広告等を利用し、運動の趣旨を啓発する。
- (3) 講演会、講習会等の開催
建築関係技術者、技能者や一般の人を対象とした講演会、講習会等を開催する。
- (4) 建築物防災相談所の開設
建築士会、建築関係地域法人等の関係団体と協力して防災相談所を開設し、既存建築物の防災診断及び改修に関する相談、指導を行う。特に、耐震改修促進法に基づく特定建築物の把握、耐震診断及び耐震改修について、必要な指導及び助言を行うとともに、住宅の耐震診断・耐震改修についても促進する。
- (5) 巡回指導の実施
既存不適格建築物を中心に巡回を行い、防災上の観点から問題の認められる建築物について是正指導を行う。
- (6) 防災査察の実施
定期報告の指定を受けている建築物で報告のなされていないもの、既存不適格建築物、準用工作物等について、防災査察等を通じて定期調査実施の指導、増改築時の違反の有無の調査等を行い、必要に応じて是正指導を行う。

5 関係運動との連携

火災予防運動、防災の日、防災週間等と連携して実施するものとし、実施に際しては、その都度関係機関等と事前協議する。

資料 18-3 県営住宅の現況

(R6.4.1 現在)

構 造 別	戸 数
耐火構造（高層）	1,695 戸
耐火構造（中層）	7,743
木造準耐火構造	137
簡易耐火構造二階建	2,771
簡易耐火構造平屋建	2,036
木造	22
計	14,404

資料 18-4 防火、準防火地域の指定状況（都市計画法）（R3.4.1 現在）

単位 ha

市町村名	都市計画区域	用途地域	防火地域	準防火地域	備 考
長 野 市	20,161	5,948	31.6	319.0	
松 本 市	30,191	4,008	4.6	375.4	
上 田 市	23,294	1,602	5.9	333.0	
岡 谷 市	7,919	1,513	-	826.8	
飯 田 市	8,100	1,532	-	281.3	
諏 訪 市	10,489	1,430	-	154.2	
小 諸 市	7,899	682	-	61.6	
伊 那 市	18,263	1,085	-	100.0	
駒ヶ根市	5,100	601	1.8	34.4	
大 町 市	8,490	838	-	135.0	
飯 山 市	1,272	318	-	98.0	
塩 尻 市	9,713	967	-	57.0	
佐 久 市	18,950	1,409	4.9	718.5	
上 松 町	450	149	-	18.2	
計(14市町)	170,291	22,082	48.8	3512.4	

資料 18-5 防火・準防火地域内の建築規制（建築基準法）（令和 3 年 4 月 1 日現在）

対 象				構 造		
防	①	階数が 3 以上又は延べ面積が 100 平方メートルを超える建築物	ただし③を除く	耐火建築物 延焼防止建築物※ ¹		
	②	その他の建築物		準耐火建築物 準延焼防止建築物※ ²		
	火	③	1. 外壁及び軒裏が防火構造で延べ面積50平方メートル以内の平屋建の附属建築物 2. 主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上屋又は機械製作工場の類 3. 不燃材料で造り又はおおわれた高さ2メートルを超える門又は塀 4. 高さが2メートル以下の門又は塀	制限なし		
地	④			①～③以外の木造建築物	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分	防火構造等
					高さ2メートルを超える付属の門又は塀で延焼のおそれのある部分	不燃材料で造る又は覆う等
域	防火地域内にある看板、広告塔等で建築物の屋上に設けるもの又は高さ3メートルを超えるものは、主要な部分を不燃材料で造り又はおおわなければならない。 防火・準防火地域にある高さ2メートルを超える門・塀であっても、一定の延焼防止上支障のない構造で造ることができる。				防火、準防火地域内にあるその他の制限 1. 屋根 耐火構造又は準耐火構造でないものは不燃材料で造り又はふく。 2. 外壁のドアなど 延焼のおそれのある部分は防火戸その他の防火設備をする。 3. 隣地境界線に面する外壁 外壁耐火構造の場合は境界線に接することができる。	

※ 1 延焼防止建築物とは、耐火建築物と同等以上の延焼防止性能が確保された建築物をいう。（令和元年国交省告示第 194 号第 2）

※ 2 準延焼防止建築物とは、準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能が確保された建築物をいう。（令和元年国交省告示第 194 号第 4）

※ 3 防火構造等とは、外壁の開口部の構造、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な技術基準に適合する建築物をいう。（令和元年告示第 194 第 5、6）

資料 18-6 防火地域及び準防火地域指定基準

県及び市町村の地域防災計画及び防災都市づくり計画に沿うとともに、以下の基準により定める。

1 用途地域及び容積率との関係

用途地域	容積率	定める地域
商業地域	600%	防火地域を定める。
	500%	原則として防火地域を定める。
	400%	原則として防火地域または準防火地域を定める。
	300%	必要に応じ防火地域または準防火地域を定める。
その他の用途地域	—	必要に応じ防火地域または準防火地域を定める。

2 商業地域の容積率 500%の区域のうち、道路幅員により建築基準法第 52 条の関係で、区域の半分以上の敷地面積が 400%以下の容積率に制限される区域においては、必要に応じ準防火地域を定めることもやむをえない。

3 商業地域の容積率 400%の区域のうち、道路等の公共施設が整備されていない区域にあっては、今後の市街地整備に備え、準防火地域を原則として定める。

なお、防火地域を定めるにあたっては道路等の公共施設整備との関係を考慮しつつ、市街地の土地利用動向から耐火建築物の立地しうる区域に定める。

4 商業地域の容積率 300%の区域、及びその他の用途地域で必要に応じ防火地域または準防火地域を定める区域は、次の区域とする。

なお、道路等の公共施設が整備されていない区域にあっては、今後の市街地整備に備え、準防火地域を原則として定める。

(1) 商業地域以外の区域にあっては、中心市街地における商業地域に隣接する区域で木造建築物が密集し、火災による災害の危険性が高い、あるいは高くなると予想される区域。

(2) 避難地、避難路の配置計画に基づき安全区画の確保の必要な区域。

5 区域の規模は 5ha 以上とし、形状は不整形とならないようにするとともに街区単位とするなど都市防災不燃化の趣旨に沿うよう定める。

なお、防火地域、準防火地域併せて 5ha 以上となること、また、防火地域は避難路の配置計画に伴い、路線的に定めることとしても差し支えないものとするが、幅員が 12m以上の道路の沿道区域を原則とする。

資料18-7 市街地再開発事業（防災建築街区造成事業）

実施済

	事業名	都市計画決定等 年 月 日	街区面積 ha	事業費 千 円
防災建築街区造成事業	上田市第1（中央二丁目）	昭36.12.18	0.58	4,660
	上田市第2（海野町中央）	昭36.12.18	0.24	3,690
	上田市第3（名店ビル）	昭37.12. 6	0.39	12,672
	松本市（本町）	昭38.11.19	3.30	65,646
	佐久市（岩村田本町）	昭41. 2.15	1.68	49,495
	佐久市（相生町）	昭43. 5.11	0.60	3,501
	佐久市（野沢十二町）	昭43. 5.11	1.05	40,023
	駒ヶ根市（広小路）	昭43. 3.30	1.42	23,670
	長野市（北石堂町）	昭43. 5.30	1.80	145,518
市街地再開発事業	諏訪市（上諏訪駅前）	昭52.11.14	0.87	3,567,000
	駒ヶ根市（駒ヶ根駅前）	昭59. 7. 2	0.77	2,683,000
	岡谷市（岡谷駅前）	昭58.11.24	1.97	4,823,602
	須坂市（須坂駅前）	昭57. 7.26	0.43	2,555,388
	茅野市（茅野駅前）	昭61.10.30	1.49	7,103,934
	小諸市（古城）	昭61.10.30	0.38	2,129,930
	長野市（北長野駅前B3）	平元. 2.27	1.04	4,085,411
	塩尻市（大門一番町）	平 2. 3. 8	1.31	9,228,639
	岡谷市（中央町A）	平 5. 3. 1	1.93	12,409,000
	長野市（北長野駅前B1）	平 6. 9.19	0.99	10,440,100
	長野市（長野駅前A-2）	平 7. 7. 7	0.40	3,900,880
	松本市（中央西第13・14）	平 7. 3.16	0.50	6,774,800
	上田市（上田駅お城口）	平 9. 7.10	2.30	15,944,033
	飯田市（橋南第一）	平10. 7.27	0.41	3,274,000
	松本市（六九リバーサイド）	平11.12. 9	0.42	4,251,704
	伊那市（伊那市駅前第2A）	平12.12.20	0.56	4,248,871
	長野市（東後町・権堂町A）	平13. 2.28	0.37	2,216,440
	飯田市（橋南第二）	平15. 4.23	0.61	7,178,600
	長野市（長野銀座A-1）	平15. 6.19	0.94	8,138,925
	長野市（長野駅前A-1）	平16. 2.27	0.23	2,051,270
事業	長野市（長野銀座D-1）	平16. 6.30	0.52	1,892,939
	長野市（北長野駅前A2）	平18. 1.17	0.52	2,202,180
	塩尻市（大門中央通り）	平19. 4.11	0.59	3,921,435
	長野市（長野駅前A-3）	平20. 8.29	0.17	1,867,355

資料 18-8 住宅地区改良事業

実施済

事業名	実施年度	指定年月日	実施面積 ha (戸数)	事業費 千円
岡谷市 (加茂町)	45-49	昭 45.11.7	2.66 (100)	303,255
岡谷市 (新明町)	47-49	昭 45.12.12	0.76 (61)	175,588
駒ヶ根市 (広小路)	45-47	昭 45.3.31	1.24 (29)	137,500
駒ヶ根市 (石川町)	49-50	昭 49.3.2	0.98 (20)	182,376
飯田市 (西ノ原)	48-51	昭 49.5.18	0.81 (60)	244,950
諏訪市 (清水町)	56-58	昭 56.6.5	0.33 (30)	651,382

資料 18-9 地震対策のチェックポイントと補強対策

区 分	事 前 チ ェ ッ ク	補 強 対 策
敷 地	1. 石垣（石積）、よう壁、ブロック塀がくずれ るおそれがないか。 2. 法面あるいは、がけくずれはないか。 3. 避難路はあるか。	1. コンクリートを打って補強する。応急措置と しては突張りをかう。 2. 敷地周辺の排水を取る。出来るだけ不浸透質 （コンクリートU字溝等）のものを布設する。 3. 道路又は空地へ容易に避難できるように障害 物をなくす。
木造建物	1. 耐震診断をする。 2. 屋根がわらがくずれかけていないか。 3. 火気を使用する室（台所、風呂たき口等）は、 不燃材料で仕上げてあるか。 4. 外壁モルタルや土壁がくずれかけていないか。 5. ガラス戸がはずれやすすくないか。	1. 診断結果に基づき筋交いを入れたり、壁の量 を増やす等の補強をする。 2. 補修したり又は出入り口の上にひさし等を設 け、直接頭上等に落下しないようにする。 3. モルタル塗り、ストレート、ステンレス等で 燃えないようにする。 4. ひびの入ったものは補修する。 5. ガラスに紙等を張り補強する。
公共建築物 及び一般ビル	1. 耐震診断をする。 2. カーテンウォール構造は落下しないか。 3. 二方向避難ができるか。 4. 非常用照明や避難誘導灯があるか。 5. 防火扉は完全に作動するか。 6. 非常用進入口があるか。 7. 非常電源装置があるか。 8. ガス管、給排水管は、老腐化していないか。 9. エレベーター等の保守点検をする。 10. 天上仕上材は落下しないか。 11. 古いビル（旧建築基準法当時施行したもの） の階段室、エレベーターホール等の堅穴区画は あるか。	1. 古い鉄筋コンクリート造は耐震チェックをす る必要がある。鉄骨造は、溶接やボルト締めに ついてチェックすること。 2. 外壁パネルの取付状況、窓ガラスのパテが耐 震性があるか。特にガラス面積の大きいものは、 ガラスの破損を防ぐためガラス溝にクッション 材を敷込み、シーリング材をてん充する。 3. 階段等を2ヶ所以上設ける。 4. 停電時、避難できるようバッテリーを設置す る。 5. 煙感知器で自動閉塞するものとする。また、 防火扉の周囲には物品を置かないこと。 6. はしご車で救助できる開口部を設ける。 7. 停電時、発電機に切換え出来る設備が必要で ある。 8. 耐震性があるかチェックする。古いものは取 りかえる。 9. 非常装置が適格に作動するかチェックする。 10. 特に階段裏のモルタルやプラスターがはくり しないか補修する。 11. ないものは防火区画とする。

資料18-10 国・県指定等文化財地域別件数一覧

令和6年11月1日現在

区 分	総計	国指定												国選定		国登録			県指定												国選択	県選択
		国宝	重要文化財	重要民俗文化財											重要民俗文化財	選定保存技術	重要文化景観	登録有形文化財	有形民俗文化財	登録記念物	県宝	県無形文化財	県民俗文化財		記念物				選択無形民俗文化財	選択無形民俗文化財		
				重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	計	特別史跡	特別天然記念物	特別天然記念物	史跡	名勝	天然記念物	県有有形民俗文化財	県無形民俗文化財									計	県史跡	県名勝	県天然記念物						
県 計	1,461	10	181	7	10	72	1	1	4	37	5	24	8	2	2	639	2	9	248	1	8	30	177	67	6	104	30	25				
市 計	1,094	9	143	6	4	45	1	1	1	27	4	11	6	0	2	533	1	8	174	1	4	19	112	51	4	57	15	12				
郡 計	384	1	39	1	6	24	0	0	1	11	1	11	2	2	0	106	1	1	74	0	4	16	59	20	2	37	24	24				
長野市	247	1	30			7				6		1	1			141		8	31		1	4	22	5	1	16	1					
松本市	138	2	16	3		5		1	1	3						75			18			1	15	4	2	9	3					
上田市	108	1	14	1		6				3		3				54			21				7	4		3	3	1				
岡谷市	32		2			1				1						24			3		1	1	0									
飯田市	54		8	1	1	3				2	1					10			10				12	5		7	3	6				
諏訪市	54	2	21			2				1		1				13	1		9			2	4	2		2						
須坂市	53					1					1		1			46			1			2	2	2		0						
小諸市	19		3			2				1		1				10			2			1	1	1								
伊那市	17		5			1				1						2			3				4	1		3		2				
駒ヶ根市	10		2			1					1							4				2				2	1					
中野市	23		1			2				1		1				10			2				7	6		1		1				
大町市	36	1	9			1						1				7			9			3	6	1		5						
飯山市	25		3		1	1						1			1	1			11			1	5	3		2		1				
茅野市	12	2				4	1			3									2			1	3	3								
塩尻市	39		7	1		1				1			2			19			7				2	1		1						
佐久市	74		11		1	3				2		1				32			14			1	11	8		3	1					
千曲市	67		7		1	2				1	1		1		1	32			18				3	2		1	2					
東御市	25		1			1				1			1			12			3	1	2		4	2		2						
安曇野市	61		3			1						1				45			6			2	2	1	1		1	1				
南佐久郡	15	0	1	0	0	3	0	0	0	2	0	1	0			1			0	0	1	2	6	0	1	5	1	0				
北佐久郡	31	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			18			3	0	0	1	5	1	0	4	0	0				
小県郡	16	1	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0			6			4	0	0	0	1	0	0	1	0	1				
諏訪郡	27	0	7	0	0	4	0	0	0	3	0	1	0			7	1		3	0	1	3	1	1	0	0	0	0				
上伊那郡	58	0	3	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0			23			16	0	0	0	13	6	0	7	0	1				
下伊那郡	68	0	7	0	5	5	0	0	0	1	0	4	0	1		3			10	0	0	4	4	1	0	3	21	8				
木曽郡	47	0	6	0	0	4	0	0	0	2	1	1	1	1		0		1	15	0	1	2	6	2	1	3	1	9				
東筑摩郡	27	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			11			6	0	0	1	4	3	0	1	0	0				
北安曇郡	25	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1			9			5	0	0	2	4	1	0	3	1	0				
埴科郡	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0			4	0	0	0	2	1	0	1	0	0				
上高井郡	15	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			8			3	0	0	0	2	1	0	1	0	0				
下高井郡	26	0	1	0	1	3	0	0	0	1	0	2	0			13			2	0	0	0	5	1	0	4	0	1				
上水内郡	18	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0			7			2	0	1	0	6	2	0	4	0	1				
下水内郡	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0			1	0	0	1	0	0	0	0	0	3				
指定地域定めずor県内一円	28					5				2			3									14				14	8	1				
△△域指定物件																			2			6		8		10	20	17				
																			1			1		4		5	3	3				

※文化財によっては重複市町村等があるため計が一致しない場合がある

【教育事務所別】

東信	288	2	36	1	1	16	0	0	0	10	0	6	1	0	0	133	0	0	47	1	3	5	35	16	1	18	5	2
南信	332	4	55	1	6	23	1	0	0	12	2	8	0	1	0	82	2	0	60	0	2	11	43	19	0	24	25	17
中信	373	3	48	4	0	13	0	1	2	6	1	3	4	1	0	166	0	1	66	0	1	11	39	13	4	22	6	10
北信	485	1	43	1	3	17	0	0	0	10	2	5	3	0	2	258	0	8	75	0	2	8	54	23	1	30	3	7

(令和6年11月1日現在)

地域別	名 称	所 在 地	設置してある防火設備等			
			自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
東信	釈尊寺観音堂宮殿	小諸市	○	○	○	○
	旧小諸本陣	〃	○	○		
	白山社社殿	〃		○		
	小諸城大手門・三之門	〃	○	○		
	駒形神社本殿	佐久市	○	○		○
	旧中込学校校舎	〃	○	○	○	
	貞祥寺三重塔・惣門及び山門	〃	○	○		
	新海三社神社三重塔・東本社	〃	○	○	○	
	龍岡城跡	〃	○	○		
	井出家座敷	〃	○	○		
	真山家住宅	〃	○	○		
	八幡社境内神社高良社本殿	〃	○	○		
	旧三笠ホテル	軽井沢町	○	○	○	
	軽井沢夏の家(旧アントニン・レーモンド軽井沢別邸)	〃	○	○		
	真楽寺三重塔	御代田町	○	○	○	
	旧芦田宿本陣土屋家住宅	立科町	○	○		
	国分寺三重塔	上田市	○	○	○	
	前山寺三重塔	〃	○	○	○	
	中禅寺薬師堂	〃	○	○		
	安楽寺八角三重塔	〃	○	○	○	○
	上田城	〃	○	○	○	
	西光寺阿弥陀堂	〃	○	○		
	生島足島神社歌舞伎舞台・本殿内殿・摂社諏訪社本殿及び門	〃	○	○	○	
	法住寺虚空蔵堂	〃	○	○	○	
	文殊堂	〃	○	○		
	旧倉沢家住宅	〃	○	○		
	旧常田館製糸場施設	〃	○	○		
	春原家住宅	東御市	○	○		
	旧和学学校校舎	〃	○	○		
	西宮の歌舞伎舞台	〃	○	○		
	東町の歌舞伎舞台	〃	○	○		
	大法寺三重塔・観音堂厨子及び須弥壇	青木村	○	○	○	
	日吉神社本殿	〃	○	○		
北信	善光寺本堂・三門・経蔵	長野市	○	○	○	
	葛山落合神社本殿・境内諏訪社社殿	〃	○	○		
	旧文武学校	〃	○	○	○	
	大英寺本堂及び表門	〃	○	○		
	真田信之霊屋	〃	○	○	○	
	林正寺本堂及び表門	〃	○	○	○	
	真田信重霊屋	〃	○	○	○	
	旧横田家住宅	〃	○	○		
	真田信弘霊屋及び表門	〃	○	○		
	松代城跡附新御殿跡	〃	○	○	○	
	戸隠神社信仰遺跡中社	〃	○	○		

地域別	名 称	所 在 地	設置してある防火設備等			
			自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
北信	戸隠神社信仰遺跡宝光社・奥社	〃	○			
	長 国 寺 開 山 堂	〃	○	○		
	旧 長 野 師 範 学 校 教 師 館	〃	○	○	○	
	旧 ダ ニ エ ル ・ ノ ル マ ン 邸	〃	○	○	○	
	開 善 寺 経 蔵	〃	○	○		
	熊 野 出 速 雄 神 社 本 殿	〃	○	○		
	南 方 神 社 本 殿	〃	○	○		○
	白 髯 神 社 本 殿	〃	○	○		○
	旧 前 島 家 住 宅	〃	○	○	○	
	旧 小 田 切 家 住 宅	須 坂 市	○	○		
	中 野 県 庁 (中 野 陣 屋) 跡	中 野 市	○	○		
	健御名方富命彦神別神社末社若宮八幡神社本殿	飯 山 市	○	○	○	○
	白 山 神 社 本 殿	〃		○		○
	小 菅 神 社 奥 社 本 殿	〃		○		
	恵 瑞 禅 師 旧 跡 正 受 庵	〃	○	○		
	小 菅 の 護 摩 堂	〃	○	○		
	小 菅 の 講 堂	〃		○		
	小 菅 の 仁 王 門	〃		○		
	武水別神社摂社高良社本殿	千 曲 市		○		○
	智 識 寺 大 御 堂	〃	○	○		
	水 上 布 奈 山 神 社 本 殿	〃	○	○	○	○
	旧 格 致 学 校 校 舎	坂 城 町	○	○		
	浄 光 寺 薬 師 堂	小 布 施 町	○	○	○	
	佐 野 神 社 本 殿	山 ノ 内 町		○		○
	小 林 一 茶 旧 宅	信 濃 町	○	○	○	
	高 山 寺 三 重 塔	小 川 村	○	○	○	
	阿 部 家 住 宅	栄 村		○		
中信	松 本 城 天 守	松 本 市	○	○	○	
	筑 摩 神 社 本 殿 ・ 拝 殿	〃	○	○		
	旧 開 智 学 校 校 舎	〃	○	○	○	
	若 宮 八 幡 社 本 殿	〃	○	○		
	旧 松 本 高 等 学 校	〃	○	○	○	
	旧 松 本 区 裁 判 所 庁 舎	〃	○	○	○	
	橋 倉 家 住 宅	〃	○	○		
	旧 山 辺 学 校 校 舎	〃	○	○	○	
	馬 場 家 住 宅	〃	○	○		
	大 宮 熱 田 神 社 本 殿	〃	○	○	○	
	大 宮 熱 田 神 社 若 宮 八 幡 宮 本 殿	〃	○	○		○
	田 村 堂	〃	○	○		○
	旧 松 本 カ ト リ ッ ク 教 会 司 祭 館	〃	○	○		
	旧 念 来 寺 鐘 楼	〃		○	○	
	仁 科 神 明 宮	大 町 市	○	○	○	○
	若一王子神社本殿・三重塔・観音堂及び宮殿	〃	○	○	○	
	盛 蓮 寺 観 音 堂	〃	○	○		
	天 正 寺 三 重 小 塔	〃	○	○		○
	霊 松 寺 山 門	〃		○	○	
	旧 中 村 家 住 宅	〃	○	○	○	

地域別	名 称	所 在 地	設置してある防火設備等			
			自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
中信	小 松 家 住 宅	塩 尻 市	○	○		
	堀 内 家 住 宅	〃	○	○		
	嶋 崎 家 住 宅	〃	○	○		
	小 野 家 住 宅	〃	○	○		
	小 野 神 社	〃	○	○		
	釜 井 庵	〃	○	○		
	北 熊 井 諏 訪 社 本 殿	〃		○		○
	深 澤 家 住 宅	〃	○	○		
	手 塚 家 住 宅	〃	○	○		
	旧 中 村 家 住 宅	〃	○	○		
	法 蔵 寺 山 門	安 曇 野 市	○	○		
	松 尾 寺 本 堂	〃	○	○	○	
	曾 根 原 家 住 宅	〃	○	○	○	
	光 久 寺 薬 師 堂	〃		○		
	長 光 寺 薬 師 堂 及 び 宮 殿	〃		○		
	林 家 住 宅	南 木 曾 町	○	○		
	藤 原 家 住 宅	〃	○	○		
	読 書 発 電 所 施 設 発 電 所	〃	○	○		
	旧御料局名古屋支庁妻籠出張所庁舎	〃	○	○		
	園 原 家 住 宅	〃				
	山 下 家 住 宅	木 曾 町	○	○		
	定勝寺本堂・庫裏・山門	大 桑 村	○	○	○	
	白 山 神 社	〃	○	○	○	○
	池 口 寺 薬 師 堂	〃	○	○	○	
	神 明 社	麻 績 村	○	○		
	光 輪 寺 薬 師 堂	朝 日 村	○	○		
	神 明 社	白 馬 村	○	○	○	○
	大 宮 諏 訪 神 社 本 殿	小 谷 村		○	○	○
	旧 千 國 家 住 宅	〃	○	○	○	
南信	旧 渡 辺 家 住 宅	岡 谷 市	○	○		
	旧 林 家 住 宅	〃	○	○		
	諏 訪 大 社 上 社	諏 訪 市	○	○	○	
	片 倉 館	〃	○	○	○	
	白 岩 観 音 堂	茅 野 市	○	○		
	諏 訪 大 社 下 社 (秋 宮)	下 諏 訪 町	○	○	○	
	諏 訪 大 社 下 社 (春 宮)	〃	○	○	○	
	下 諏 訪 本 陣 岩 波 家 住 宅	〃		○		
	諏 訪 社	富 士 見 町	○	○	○	
	遠 照 寺 釈 迦 堂	伊 那 市	○	○	○	
	熱 田 神 社 本 殿	〃	○	○	○	○
	旧 馬 島 家 住 宅	〃	○	○		
	光 前 寺 弁 天 堂 ・ 三 重 塔	駒 ケ 根 市	○	○	○	
	旧 竹 村 家 住 宅	〃	○	○	○	
	小 町 谷 家 住 宅	〃		○		
	矢 彦 神 社	辰 野 町		○		
	旧小野家住宅主屋及び土蔵	〃	○	○		
	伊 那 県 庁 (飯 島 陣 屋) 跡	飯 島 町	○	○		

地域別	名 称	所 在 地	設置してある防火設備等			
			自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
南信	旧 新 井 家 住 宅	宮 田 村	○	○		
	旧 小 笠 原 家 書 院	飯 田 市	○	○	○	
	開 善 寺 山 門	〃	○	○		
	白 山 社 奥 社 本 殿	〃		○		
	旧 座 光 寺 麻 績 学 校 校 舎	〃	○	○		
	下 黒 田 の 舞 台	〃	○	○		
	竹 ノ 内 家 住 宅	高 森 町	○	○		
	白 髭 神 社 本 殿	〃	○	○		○
	八 幡 神 社	阿 南 町	○	○		○
	宮 下 家 住 宅	〃		○		
	安 布 知 神 社 本 殿 及 び 拝 殿	阿 智 村	○	○		○
	大 山 田 神 社	下 條 村	○	○		○
	諏 訪 社	泰 阜 村	○	○		○
	福 徳 寺 本 堂	大 鹿 村	○	○	○	
	松 下 家 住 宅	〃	○	○		

資料 18-12 災害時における建築物災害応急活動の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県建築士会（以下「乙」という。）との間における長野県地域防災計画に基づく災害時の建築物災害応急活動に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「判定士」とは、長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第2条第2項に定める応急危険度判定士のうち県及び市町村等の職員を除く民間の者をいう。

(建築物災害応急活動の内容)

第3条 建築物災害応急活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災建築物の応急危険度判定の実施
- (2) その他災害の応急活動に必要な事項

(協力依頼)

第4条 甲は、被災市町村からの派遣要請に基づき判定士の参集を求めるときは、乙に協力を依頼することができる。

2 甲は、前項の規定による依頼をするときは、口頭又は電話等により行い、後日、速やかに文書により依頼するものとする。

3 乙は、第1項の規定による依頼があったときは、判定士に対して、甲の依頼内容を速やかに伝えけるとともに、建築物災害応急活動について協力を求めるものとする。

4 乙は、第1項の規定による求めに応じることが可能な判定士を取りまとめ、速やかに甲に報告するものとする。

(判定士の派遣)

第5条 甲が派遣要請のあった被災市町村に判定士を派遣するときは、乙は、判定士の班編成や現場での作業の遂行等について甲に協力するものとする。

(協力体制)

第6条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲は、判定士の承諾を得た上で登録者名簿を乙に交付し、登録者名簿に変更があったときは、遅滞なくその内容を乙に通知するものとする。

3 乙は、判定士に対して甲の依頼内容を円滑に伝達するための連絡網を整備し、甲に報告するものとする。連絡網の内容に変更があったときも、同様とする。

4 甲及び乙は、この協定に基づく建築物災害応急活動が円滑に行われるよう、

随時、必要な協議を行うものとする。

(訓練等)

第7条 甲が、被災建築物の応急危険度判定の実施に関して訓練等を行うときは、乙はこれに協力するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成24年1月18日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年1月18日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事 阿 部 守 一

乙 長野県長野市妻科426の1

社団法人 長野県建築士会

会 長 関 邦 則

資料 18-13 災害時等の応急対策業務に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県瓦事業組合連合会（以下「乙」という。）とは、災害時等の応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急対応事態、その他の災害時（以下「災害時等」という。）において、災害救助法を適用し、甲が乙の協力を得て、応急対策業務の必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（応急対策業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。

（1）被災住宅の瓦屋根の損壊箇所の把握及び応急措置

（2）その他甲が必要と認める業務

（協力要請の方法）

第3条 甲は、前条の応急対策業務にかかわる応援を必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請する。

ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（1）災害の状況及び応援を要請する理由

（2）応援を要請する応急業務内容

（3）応援を必要とする日時、場所及び期間

（4）前各号に定めるもののほか必要な事項

（応急業務の実施）

第4条 乙は、第3条の規定に基づく要請甲からあったときは、可能な範囲において組合員をして応急業務を実施させるものとし、その組合員を甲に報告するものとする。

（報 告）

第5条 組合員は、第3条の要請事項を完了した時は、甲に対して次に掲げる事項を文書により速やかに報告するものとする。

（1）実施した業務の内容、人員及び期間

（2）前号に定めるもののほか必要な事項

（費 用）

第6条 甲の要請に基づき、組合員が実施した応急対策業務に要した費用は、組合員の請求後速やかに甲が支払うものとする。

ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

2 甲と組合員とは、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に基づく手続きにより、速やかに応急業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

（補償）

第7条 応急対策業務に従事した組合員の従業員が、当該応急対策業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償については、組合員の責任において行うものとする。

2 応急対策業務に従事した組合員が第三者に損害をあたえた場合の補償は、組合員の責任において行うものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が平滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の締結期間）

第10条 この協定の締結期間は、平成20年7月24日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年 7月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事 村井 仁

乙 長野県松本市宮沢1-4-39
長野県瓦事業組合連合会
理 事 長 谷崎 公威

災害時の応急対策業務に関する協定の変更協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県瓦事業組合連合会（以下「乙」という。）とは、平成20年7月24日付けで締結した災害時等の応急対策業務に関する協定について、次のとおり変更する協定を締結する。

前文中「長野県瓦事業組合連合会」を「長野県瓦事業組合」に改める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県知事 阿 部 守 一

乙 長野市川中島町原 153-1 （株）信州屋根工事センター内

長野県瓦事業組合

理事長 西宮 登喜男

資料 18-14 災害時等の応急対策業務に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県管工事設備工業協会（以下「乙」という。）とは、災害時等の応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急対応事態、その他の災害時（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の協力を得て、応急対策業務の必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（応急対策業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。

（1）甲が管理する公共施設のうち、避難所として使用する施設の空調等配管にかかる損壊箇所の把握及び応急措置

（2）甲が管理する公共施設のうち、災害拠点となる合同庁舎の空調等配管にかかる損壊箇所の把握及び応急措置

（3）その他甲が必要と認める業務

（協力要請の方法）

第3条 甲は、前条の応急対策業務にかかわる応援を必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請する。

ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（1）災害の状況及び応援を要請する理由

（2）応援を要請する応急業務内容

（3）応援を必要とする日時、場所及び期間

（4）前各号に定めるもののほか必要な事項

（応急業務の実施）

第4条 乙は、第3条の規定に基づく要請甲からあったときは、可能な範囲において協会員（以下「会員」という。）をして応急業務を実施させるものとし、その会員を甲に報告するものとする。

（報 告）

第5条 会員は、第3条の要請事項を完了した時は、甲に対して次に掲げる事項を文書により速やかに報告するものとする。

（1）実施した業務の内容、人員及び期間

（2）前号に定めるもののほか必要な事項

（費 用）

第6条 甲の要請に基づき、会員が実施した応急対策業務に要した費用は、会員の請求後速やかに甲が支払うものとする。

ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

2 甲と会員とは、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に基づく手続きにより、速やかに応急業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

（補償）

第7条 応急対策業務に従事した会員の従業員が、当該応急対策業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償については、会員の責任において行うものとする。

2 応急対策業務に従事した会員が第三者に損害をあたえた場合の補償は、会員の責任において行うものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が平滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の締結期間）

第10条 この協定の締結期間は、平成20年7月24日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年 7月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事 村井 仁

乙 長野県長野市大字中御所字岡田86-5
社団法人 長野県管工事設備工業協会
会 長 森 正一

資料 19-1 道路施設の現況

(建設部)

1 国土交通省長野国道事務所所管

(令和3年4月1日現在)

路線名	区 間	延長 (km)	路線内訳		橋梁	
			舗装 (km)	砂利道 (km)	永久橋数	木橋数
18	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢～ 上水内郡信濃町赤川	127.9	127.9	0	134	0
19	長野市西尾張部～ 塩尻市広丘高出	90.3	90.3	0	90	0
20	塩尻市広丘高出～ 諏訪郡富士見町下葛木	53.4	53.4	0	109	0
中部横断	小諸市大字御影新田～ 佐久市伴野	19.9	19.9	0	26	0
計		291.4	291.4	0	359	0

2 国土交通省飯田国道事務所所管

(令和3年4月1日現在)

路線名	区 間	延長 (km)	路 線 内 訳		橋 梁	
			舗装 (km)	砂利道 (km)	永久橋数	木橋数
19	木曽郡南木曽町田立～ 塩尻市広丘高出字和手	79.5	79.5	0	112	0
153	下伊那郡根羽村(愛知県境)～ 飯田市鼎東鼎	45.4	45.4	0	76	0
474	飯田市山本～ 飯田市上村西山	15.4	15.4	0	32	0
計		140.3	140.3	0	220	0

3 県所管

(令和2年4月1日現在)

道路の種類	路線数	実 延 長 (km)	路 線 内 訳		橋 梁	
			舗装 (km)	砂利道 (km)	永久橋数	木 橋 数
一 般 国 道	2 3	1238.0	1220.9	17.0	1,106	0
主要地方道	8 2	1595.6	1585.7	9.9	1,244	0
一 般 県 道	3 1 8	2339.5	2260.9	78.6	1,487	6
計	4 2 3	5173.1	5067.6	105.5	3,837	6

資料 19-2 道路災害防除事業計画

1 落石等要対策箇所

路線の重要性（緊急輸送路、交通量、バス路線、孤立集落対策等）などを勘案し、下記に該当するものから選定して整備を進める。特に、緊急輸送路については、重点的に対策を実施する。

- ① 近年の落石等災害発生箇所
- ② 異常気象時の事前通行規制解除を目標とした箇所
- ③ 平成 8, 9 年道路防災総点検の要対策箇所
- ④ 県独自の点検による要対策箇所

（1）平成 8, 9 年度道路防災点検進捗率表

県管理道路

区分 路線	全 体	R1 まで	R2		R3(予定)		R4 以降残
	対策必要 箇所数	対策済 箇所数	対策済 箇所数	進捗率	対策済 箇所数	進捗率	箇所数
一 般 国 道	534	342	3	64.6%	5	66.3%	180
主要地方道	783	480	6	62.1%	3	63.6%	285
一 般 県 道	1,073	433	3	40.6%	5	42.4%	618
計	2,390	1,199	12	53.0%	40	54.7%	1,083

2 道路施設の点検と長寿命化修繕計画

橋梁、トンネル、道路附属物等（シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等）については、道路法施行規則第 4 条の 5 の 6 の規定に基づき、5 年に 1 回の頻度で定期点検を行う。また、その結果を踏まえ策定した長寿命化修繕計画に基づき、修繕等の措置を講じる。

その他の道路施設についても、県独自の点検を踏まえ策定した長寿命化修繕計画に基づき、修繕等の措置を講じる。

資料 19-3 道路通行規制区間及び規制基準

(平成 3 1 年 4 月 1 日現在)

1 高速道路

路 線 名	区 間	「通行止」規制基準
中央自動車道	中央自動車道全区間 (岐阜県境～山梨県境)	岐阜県境～園原 I C 連続雨量 2 6 0 mm 連続雨量 2 0 0 mm + 時間 4 5 mm 園原 I C～飯田山本 I C 連続雨量 3 0 0 mm 連続雨量 2 5 0 mm + 時間 4 0 mm 飯田山本 I C～松川 I C 連続雨量 2 5 0 mm 連続雨量 1 9 0 mm + 時間 3 0 mm 松川 I C～駒ヶ根 I C 連続雨量 2 8 0 mm 連続雨量 2 2 0 mm + 時間 3 0 mm 駒ヶ根 I C～伊那 I C 連続雨量 2 3 0 mm 連続雨量 1 8 0 mm + 時間 3 5 mm 伊那 I C～伊北 I C 連続雨量 2 1 0 mm 連続雨量 1 7 0 mm + 時間 3 5 mm 伊北 I C～諏訪 I C 連続雨量 2 1 0 mm 連続雨量 1 5 0 mm + 時間 2 5 mm 諏訪 I C～山梨県境 連続雨量 1 7 0 mm 連続雨量 1 4 0 mm + 時間 2 5 mm
長野自動車道	長野自動車道全区間 (岡谷 J C T～更埴 J C T)	岡谷 J C T～塩尻 I C 連続雨量 2 1 0 mm 連続雨量 1 5 0 mm + 時間 2 5 mm 塩尻 I C～塩尻北 I C 連続雨量 1 8 0 mm 連続雨量 1 3 0 mm + 時間 2 5 mm 安曇野 I C～麻績 I C 連続雨量 1 2 0 mm 連続雨量 8 0 mm + 時間 3 0 mm 麻績 I C～更埴 I C 連続雨量 1 5 0 mm 連続雨量 1 2 0 mm + 時間 2 5 mm 更埴 I C～更埴 J C T 連続雨量 1 3 0 mm 連続雨量 9 0 mm + 時間 2 5 mm
中部横断道	佐久小諸 J C T～小諸御影	連続雨量 1 4 0 mm 連続雨量 1 1 0 mm + 時間 3 0 mm
上信越自動車道	上信越自動車道全区間 (群馬県境～新潟県境)	群馬県境～佐久 I C 連続雨量 1 9 0 mm 連続雨量 1 1 0 mm + 時間 4 0 mm 佐久 I C～坂城 I C 連続雨量 1 4 0 mm 連続雨量 1 1 0 mm + 時間 3 0 mm 坂城 I C～信州中野 I C 連続雨量 1 3 0 mm 連続雨量 9 0 mm + 時間 2 5 mm 信州中野 I C～信濃町 I C 連続雨量 1 1 0 mm 連続雨量 7 0 mm + 時間 3 0 mm 信濃町 I C～新潟県境 I C 連続雨量 1 3 0 mm 連続雨量 1 1 0 mm + 時間 3 5 mm

2 一般国道（指定区間）

路線名	国道事務所名	規制区間	延長 (km)	規制条件
18	長野国道	長野市豊野町川谷～上水内郡飯綱町倉井	2.0	連続雨量 150mm
19	飯田国道	中津川市山口～木曽郡南木曽町読書	6.5	連続雨量 150mm
19	飯田国道	木曽郡木祖村藪原	1.1	連続雨量 170mm 又は雪崩の発生が予測された時
19	長野国道	東筑摩郡生坂村池沢～長野市大岡甲	17.7	連続雨量 130mm
19	長野国道	長野市信州新町日名～長野市信州新町大原	2.3	連続雨量 130mm
19	長野国道	長野市信州新町杖突～長野市七二会笹平	8.7	連続雨量 130mm
19	長野国道	長野市篠ノ井秋古～長野市小市	3.5	連続雨量 130mm
20	長野国道	諏訪郡富士見町下蔦木～諏訪郡富士見町富士見	7.7	連続雨量 150mm

3 一般国道（指定区間外）

路線名	担当事務所名	規制区間		規制基準値 (mm)	
				通行注意	通行止
		自至 郡市 郡市 町村字 町村字	延長 (km)	時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量
151号	飯田	下伊那郡阿南町見名トンネル 下伊那郡阿南町新野(愛知県境)	17.4	20mm 80	25mm 100
256号	飯田	下伊那郡阿智村清内路七々平(茶屋下) 下伊那郡阿智村駒場(国道153号交点)	12.0	20 80	25 100
418号	飯田	下伊那郡平谷村五軒小屋(岐阜県境) 下伊那郡天龍村平岡(飯田富山佐久間線交点)	39.7	20 80	25 100
158号	松本	松本市安曇安房峠(岐阜県境) 松本市安曇湯川渡	14.2	5	20 80 15分10mm
148号	大町	北安曇郡白馬村北城(千国北城線交点) 北安曇郡小谷村中小谷(奉納中土停車場線交点)	10.9	25 80	30 130
148号	大町	北安曇郡小谷村中小谷 北安曇郡小谷村北小谷下寺	6.6	20 70	25 100
148号	大町	北安曇郡小谷村北小谷下寺 北安曇郡小谷村北小谷国界橋(新潟県境)	3.2	15 60	20 80
406号	大町	北安曇郡白馬村北城大出 北安曇郡白馬村神城(上水内郡境)	11.4	10 40	15 80
292号	北信	下高井郡山ノ内町平穏(渋峠) 下高井郡山ノ内町上林	22.4	100	25 150
406号	長野	上水内郡小川村季平(北安曇郡境) 長野市鬼無里	12.0	10 40	15 80
406号	長野	長野市鬼無里 長野市戸隠祖山字砂田	7.4	10 40	15 80
406号	長野	長野市戸隠祖山字砂田 長野市茂菅裾花橋	8.6	10 40	15 80
292号	北信	飯山市硫黄 飯山市富倉(新潟県境)	9.3	20 80	25 100
403号	北信	下高井郡木島平村千の平 下高井郡木島平村滝見橋	0.6	15 60	20 80

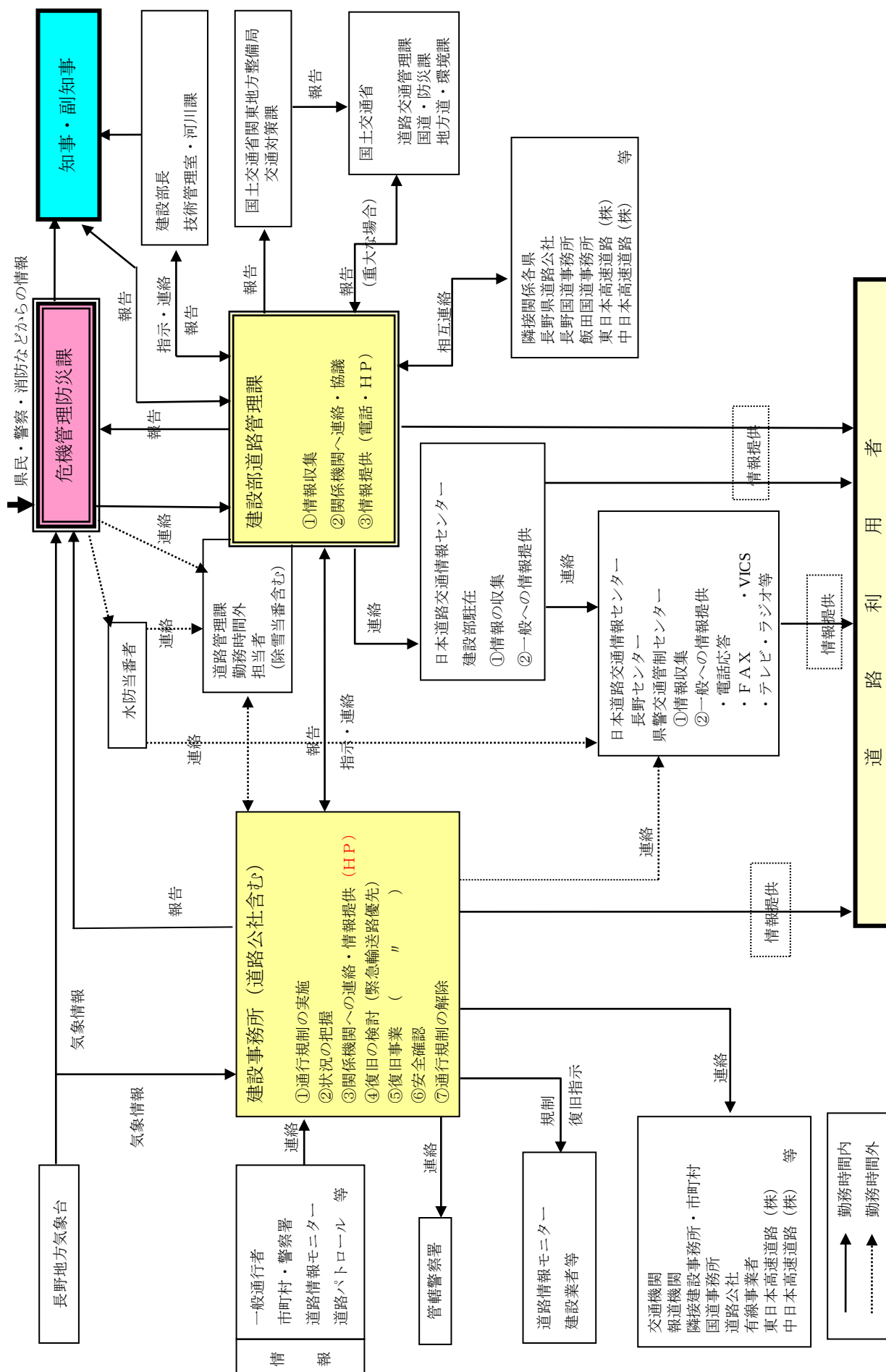
4 主要地方道

路 線 名	担当事務所名	規 制 区 間		規制基準値 (mm)	
				通行注意	通 行 止
		自 至 郡市 郡市 町村字 町村字	延長 (km)	時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量
美ヶ原公園沖線	上 田	上田市武石武石峠 上田市武石巢栗	10.2	2 0 8 0	2 5 1 0 0
松本和田線	上 田	小県郡長和町和田扉峠 小県郡長和町唐沢 (国道142号交点)	8.6	1 5 6 0	2 0 8 0
長野上田線	上 田	上田市下半過 (上田市境) 上田市山口	2.5	1 5 4 0	2 0 6 0
駒ヶ根駒ヶ岳公園線	伊 那	上伊那郡宮田村黒川山 (新太田切発電所前) 上伊那郡宮田村帰命山 (しらび平)	10.5	1 0 4 0	2 0 8 0
飯田富山佐久間線	飯 田	飯田市毛呂窪 下伊那郡天龍村平岡早木戸 (国道418号交点)	29.2	2 0 8 0	2 5 1 0 0
飯田南木曽線	飯 田	飯田市上飯田大平峠 飯田市市ノ瀬橋	13.0	1 0 6 0	2 0 8 0
阿南根羽線	飯 田	下伊那郡阿南町落合 (国道151号交点) 下伊那郡根羽村黒地 (設楽根羽線交点)	32.9	2 0 8 0	2 5 1 0 0
天竜公園阿智線	飯 田	下伊那郡泰阜村唐笠 下伊那郡泰阜村峠田 (飯田富山佐久間線交点)	3.5	2 0 8 0	2 5 1 0 0
飯田南木曽線	木 曽	木曽郡南木曽町大平峠 (郡境) 木曽郡南木曽町幸助	6.9	2 0 8 0	2 5 1 0 0
開田三岳福島線	木 曽	木曽郡木曽町開田高原管沢 木曽郡木曽町三岳羽入	11.0	2 0 8 0	2 5 1 0 0
上高地公園線	松 本	松本市安曇上高地 松本市安曇中の湯	6.3	5	2 0 8 0
奈川木祖線	松 本	松本市奈川寄合渡 松本市奈川境峠	6.1	5	2 0 8 0
奈川野麦高根線	松 本	松本市奈川川浦 松本市奈川野麦峠	6.1	5	2 0 8 0
松本和田線	松 本	松本市入山辺 小県郡長和町和田扉峠	6.8	1 0 4 0	1 5 6 0
乗鞍岳線	松 本	松本市安曇乗鞍岳山頂 松本市安曇国民休暇村	17.5	5	2 0 8 0
扇沢大町線	大 町	大町市平扇沢 大町市平日向山	6.3	2 5 8 0	3 0 1 3 0
豊野南志賀公園線	須 坂	上高井郡高山村奥山田 (山田温泉) 上高井郡高山村奥山田 (山田牧場)	8.1	1 5 6 0	2 0 8 0
豊野南志賀公園線	須 坂	上高井郡高山村奥山田 (山田牧場) 上高井郡高山村奥山田 (郡境)	4.4	2 0 8 0	2 5 1 0 0
豊野南志賀公園線	北 信	下高井郡山ノ内町佐野 (郡境) 下高井郡山ノ内町平穏 (坊平)	3.5	2 0 8 0	2 5 1 0 0
長野菅平線	長 野	長野市若穂保科字持者 上田市真田町長 (長野市境)	5.4	1 0 4 0	1 5 8 0

5 一般県道

路 線 名	担当事務所名	規 制 区 間		規制基準値 (mm)	
				通行注意	通 行 止
		自 至 郡市 郡市 町村字 町村字	延長 (km)	時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量
美ヶ原和田線	上 田	小県郡長和町和田山本小屋下 小県郡長和町和田野々入	8.6	2 0 8 0	2 5 1 0 0
美ヶ原公園西内線	上 田	上田市武石白樺平上 上田市武石巢栗（美ヶ原公園沖線交点）	12.0	1 5 4 0	2 0 6 0
八島高原線	諏 訪	諏訪郡下諏訪町東俣（霧ヶ峰東餅屋線交点） 諏訪郡下諏訪町大平	5.7	1 0 5 0	2 0 8 0
霧ヶ峰東餅屋線	諏 訪	諏訪郡下諏訪町八島駐車場入口 小県郡長和町和田峠	5.0		2 0 mm 8 0
深沢阿南線	飯 田	下伊那郡阿智村浪合深沢（国道153号交点） 下伊那郡阿南町落合（国道151号交点）	18.0	2 0 8 0	2 5 1 0 0
上飯田線	飯 田	飯田市上村伊藤（国道152号交点） 下伊那郡喬木村氏乗	19.8	1 0 6 0	2 0 8 0
為栗和合線	飯 田	下伊那郡天龍村大輪（飯田富山佐久間線交点） 下伊那郡阿南町和知野（国道151号交点）	7.4	1 0 6 0	2 0 8 0
御岳王滝黒沢線	木 曽	木曽郡王滝村新大又橋 木曽郡木曽町三岳和田（木曽御岳CC入口）	6.3	2 0 8 0	2 5 1 0 0
上生坂信濃松川（停）線	松 本	東筑摩郡生坂村（国道19号交点） 東筑摩郡生坂村上生坂	0.8		1 3 0
白骨温泉線	松 本	松本市安曇湯川渡 松本市安曇白骨温泉	5.1	5	1 5 6 0
槍ヶ岳矢村線	安曇野	安曇野市穂高中房 安曇野市有明宮城	12.8	2 0 6 0	2 5 8 0
白馬岳線	大 町	北安曇郡白馬村北城二股 北安曇郡白馬村北城猿倉	5.1	1 5 5 0	2 0 8 0
五味池高原線	須 坂	須坂市豊丘乳山（五味池） 須坂市上原	12.9	1 0 4 0	1 5 6 0
角間中野線	北 信	下高井郡山ノ内町戸狩箱山（戸狩集落入口） 中野市中野松崎（国道403号交点）	1.3	1 5 6 0	2 0 8 0
奥志賀公園線	北 信	下高井郡山ノ内町夜間瀬（大洞橋） 下高井郡山ノ内町平穏（一ノ瀬）	5.1	2 0 8 0	2 5 1 0 0
奥志賀公園栄線	北 信	下高井郡山ノ内町夜間瀬（除ヶ） 下高井郡山ノ内町平穏（郡境）	5.5	2 0 6 0	2 5 8 0
箕作飯山線	北 信	下高井郡野沢温泉村明石 下高井郡野沢温泉村東大滝	1.5	2 0 8 0	2 5 1 0 0
箕作飯山線	北 信	下水内郡栄村白鳥 飯山市西大滝	0.8	2 0 8 0	2 5 1 0 0
箕作飯山線	北 信	飯山市和水 飯山市上境（上境橋）	2.7	2 0 8 0	2 5 1 0 0
箕作飯山線	北 信	飯山市上境（湯滝橋） 飯山市常郷戸狩字霧山	3.3	2 0 8 0	2 5 1 0 0
奥志賀公園栄線	北 信	下高井郡木島平村大字上木島（山ノ内町境） 下水内郡栄村大字堺字霧山	47.5	2 0 6 0	2 5 8 0

資料 19-4 長野県の道路通行規制、道路情報等連絡系統図



資料 19-5 災害時における応急対策業務に関する基本協定

- (協定の趣旨)
- 第 1 条 この協定は、長野県地域防災計画に基づき災害発生時における長野県が管理する公共施設の応急対策業務に関して、長野県知事（以下「甲」という。）が（別添 1 の建設業関係団体の長）（以下「乙」という。）に協力を求めるときの手続等を定めるものとする。
- (協力要請)
- 第 2 条 甲は、災害が発生し、長野県単独では十分な応急対策業務が実施できない場合において、乙に応急対策業務の協力を要請することができる。
- 2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し速やかに協力するものとする。
- 3 甲は、乙以外の関係団体又は建設業者に対しても必要と認めた場合には、応急対策業務の協力を要請することができるものとする。
- (費用負担)
- 第 3 条 乙が実施する応急対策業務の費用は、甲が負担する。
- (損害補償)
- 第 4 条 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、甲から従事命令が発せられ、第 2 条の規定により応急対策業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなった場合は、災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する条例（昭和 38 年長野県条例第 9 号）を適用し、これを補償するものとする。
- (協 議)
- 第 5 条 この協定を実施するための細目については、甲の各地方事務所長と乙の各支部長等が協議して定めるものとする。
- 2 この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は協議して定めるものとする。
- (適 用)
- 第 6 条 この協定は、平成 9 年 8 月 22 日から適用する。
- この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。
- 平成 9 年 8 月 22 日

甲 長 野 県 知 事
乙 （別添 1 の建設業関係団体の長）

別添 1 基本協定先の団体一覧

関 係 団 体 名	所 在 地
社 団 法 人 長 野 県 建 設 業 協 会	長野市南石堂町 1230
部 落 解 放 同 盟 長 野 県 建 設 協 会	長野市妻科 419

資料 19-6

災害時等における応急対策業務に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と、一般社団法人全国クレーン建設業協会長野支部（以下「乙」という。）とは、長野県内に地震、風水害などの災害や交通などに関わる事故が発生した場合（以下「災害時等」という。）、甲からの要請を受け、乙が移動式クレーン、運転士及び玉掛け作業員（以下「クレーン等」という。）を出動することに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は災害時等における民間協力の一環として、甲が実施する応急対策業務を円滑に推進するため、甲が乙に要請するクレーン等による緊急出動業務に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において、乙の協力が必要と認められるときには、応急対策業務出動要請書（以下「要請書」という。）により、乙に要請するものとする。

ただし緊急を要するときには、口頭、電話等により要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

（協力体制の策定及び報告）

第3条 乙は、甲からの要請に対し、速やかに対応できるよう「緊急組織内体制」を取り決め、甲に報告するものとする。

2 乙は、クレーン等の応援要請があったときのため、乙の会員が保有する災害時等に稼働可能なクレーン等を把握し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に著しい変更が生じたときには、速やかに甲に報告するものとする。

（実施）

第4条 乙は、第2条による要請を受けたときは、緊急組織内体制により応急対策業務を実施する者（以下「実施者」という。）を決定し、速やかに着手するよう指示するものとする。ただし、緊急かつ状況に応じたクレーン等が必要な場合は、甲が実施者を直接決定し、業務を要請することができる。

2 応急対策業務は、交通支障物の除去や公共造営物等の安全措置、機能確保及び回復に関わるクレーン等を必要とする業務で必要最小限度とする。ただし、いかなる場合においても人命に関わる場合はこの限りではない。

3 実施者は、応急対策業務の実施にあたり、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 実施者は、適宜応急対策業務の実施状況を報告し、業務が完了したときには、速やかに応急対策業務出動報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。

（経費の請求、支払い）

第5条 乙は、前条の規定により、甲の要請する業務を実施した後、その為に要した経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から経費を請求された場合、報告書を確認し、適当と認めたときは速やかに経

費を支払うものとする。

- 3 応急対策業務の実施に関わる費用は、災害時等の直前における適正な通常業務の価格とする。ただし、特別危険な業務と思われる場合は、乙は甲に相談できるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項、疑義が生じた事項、改定を必要とする事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から令和2年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の改定又は解約の意思表示が無い限り、さらに1年間有効期間を延長し、以後もこの例による。

- 3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、1通を各自保有する。

令和元年12月20日

甲 長野県

長野県知事 阿部 守一

乙 一般社団法人全国クレーン建設業協会 長野支部

支 部 長 西 禎康

資料 19-7

災害時における応急対策業務等に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県交通安全環境施設協会（以下「乙」という。）とは、長野県内に地震・風水害などの災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲からの要請を受け、乙が行う応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は災害時において甲が実施する応急対策業務を円滑に推進するため、甲が乙に要請する応急対策業務に関し、必要な事項を定める。

（応急対策業務の内容）

第2条 甲が乙に要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- （1） 甲が管理する道路の道路標識、道路反射鏡、道路情報板、道路照明、防護施設等（以下「道路附属施設」という。）の破損等の被害状況の把握、及び被災した道路附属施設の応急処置
- （2） 道路附属施設の点検
- （3） 通行規制時の迂回路表示看板等の供給、設置
- （4） その他甲が必要と認める業務

（要請）

第3条 甲は、災害時において、乙の協力が必要と認められるときには、応急対策業務出動要請書（以下「要請書」という。）により、乙に要請するものとする。

ただし緊急を要するときには、口頭、電話等により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（協力体制の策定及び報告）

第4条 乙は、甲からの要請に対し速やかに対応できるよう、「緊急組織内体制」を取り決め、甲に報告するものとする。

（実施）

第5条 乙は、第3条による要請を甲から受けたときは、緊急組織内体制により応急対策業務を実施する者（以下「業務実施者」という。）を決定し、速やかに着手するものとする。

2 業務実施者は、応急対策業務の実施状況を適宜甲に報告するとともに、完了したときは速やかに応急対策業務出動報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。

（経費の請求、支払い）

第6条 乙は、前条の規定により甲の要請する応急対策業務を実施したときは、それに要した経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から経費を請求された場合は、報告書を確認し、適当と認めたときは速やかに経費を支払うものとする。）

（災害補償）

第7条 応急対策業務に従事した作業員が、その実施により負傷又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（損害補償）

第8条 応急対策業務の実施により第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、疑義が生じた事項、改定を必要とする事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間および更新)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の期間満了1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからこの協定の改定又は解約の意思表示がない限り、さらに1年間有効期間を延長し、以後もこの例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、1通を保有する。

令和3年6月7日

甲 長 野 県 知 事 阿部 守一

乙 長野県交通安全環境施設協会 会長 八木 健一

資料 19-8

災害時における相互連携に関する協定

長野県（以下、「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下、「乙」という。）と東日本電信電話株式会社（以下、「丙」という。）は、災害時における相互連携・協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害及び、雪害等による災害（以下、「災害」という。）が発生し、又は発生が予想される場合、甲、乙及び丙が相互に連携し、かつ的確に対応することにより、県民生活の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、長野県における乙の電力供給区域内及び丙の通信提供区域内とする。

（連携事項）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力するものとする。

- （1）乙及び丙は、災害発生時又は発生が予想される場合には、甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、相互に連携体制を確立し、連携して停電情報、通信途絶情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- （2）甲、乙及び丙は、災害発生時に乙及び丙が所有する施設復旧に関連し、甲が管理する道路の通行に支障がある場合は、甲、乙及び丙が連携して通行の確保に努めるとともに、甲が管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。なお、甲は、必要に応じて、乙又は丙、あるいは乙及び丙の両者との合意の上で、支障となる設備等の除去を実施できるものとする。
- （3）乙及び丙は、早期の復旧作業のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、乙又は丙からの道路啓開作業の要請があった場合は、協力するものとする。
- （4）甲、乙及び丙は、優先して電気及び通信が平時どおりまたは一時的に供給されている状態に復旧すべき重要設備について、平時から確認・調整等情報を共有するものとする。

(5) 乙は、災害発生時の電源車の使用にあたっては、重要性・緊急性を総合的に勘案してその配置先を決定するとともに、甲、丙又は関係行政機関と適宜協議を行うものとする。

(6) 乙及び丙は、復旧作業に必要となる活動拠点について、必要に応じて、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。

(7) 甲、乙及び丙は、倒木による停電、通信途絶及び道路の寸断等の発生を防止するため、関係市町村と連携の上、事前対策に取り組むものとする。

(8) 甲、乙及び丙は、各々が保有する連絡・通信手段により、県民に対して停電情報、通信途絶情報及び復旧見込み情報等を適宜適切に発信するものとする。

(9) 甲、乙及び丙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、各々が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(具体的取組み事項と連携方法)

第4条 前条の具体的取組み事項、実施方法、役割分担、責任分担その他必要となる事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別途定めるものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(本協定の見直し)

第6条 甲、乙及び丙のいずれかが、この協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第7条 この協定において秘密情報とは、甲、乙及び丙が第1条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報（個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。）を意味するものとする。

- 2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、機密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務をもって取り扱い、厳重に管理するとともに、この協定の目的以外には使用しないものとする。
- 5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う秘密情報として扱わないものとする。
- (1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報
- 6 本条の規定は、この協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする。

(安全管理)

第8条 この協定の実施にあたっては、甲、乙及び丙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

- (1) 甲、乙及び丙が故意又は重大な過失により、この協定に定める各規定に違反、または相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害を賠償するものとする。
- (2) 甲、乙及び丙がこの協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

- 2 前項各号に該当しない補償は、甲、乙及び丙が協議の上解決にあたる。

(協定の解除)

第10条 この協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を持って申し出なければならない。

2 甲、乙及び丙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 2年 6月30日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県
長野県知事 阿 部 守 一

乙 長野県長野市柳町18
中部電力パワーグリッド株式会社
長野支社長 伊 藤 令

丙 長野県長野市新田町1137-5
東日本電信電話株式会社
長野支店長 岩 井 修

資料 19-9 災害時における情報連絡に関する確認書

長野県（以下、「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下、「乙」という。）は、令和2年6月30日付けをもって締結した「災害時における相互連携に関する協定」（以下、「協定」という。）の第3条（1）、（4）及び（5）に関して、以下のとおり確認する。

（協定第3条（1）の連携内容）

第1条 甲及び乙における各機関部署の窓口は別表のとおりとし、別図のとおり連絡体制を確立する。また、別表及び別図に変更が生じた場合、随時更新の上、甲乙共有するものとする。

2 乙から甲へ連絡する停電情報等とは、次の各号のとおりとする。なお、災害に関わらず公共交通機関（鉄道等）における長時間停電、県内広範囲に停電が発生した場合、乙が甲に対し情報連絡が必要と判断した場合、甲が乙に求めた場合も同様とする。

- （1）停電発生日時及び停電復旧見込み
- （2）停電発生地域
- （3）停電戸数
- （4）停電原因
- （5）停電復旧完了日時

3 甲は、乙に対し必要に応じて、甲が開催する長野県災害対策本部員会議等への出席を求めることができるものとする。

4 災害発生により、通信が途絶し、乙が市町村へ停電情報を連絡できない場合等において、甲が災害対策上必要と認める場合、甲は情報連絡設備を活用して、市町村へ停電情報等の連絡を行うものとする。

（協定第3条（4）及び（5）の連携内容）

第2条 乙は、甲および関係市町村等からの要請に基づき電源車の配置先を検討し、電源車の配置先が決定した場合、乙の情報連絡員を介して甲へ連絡するものとする。

2 甲は、重要性・緊急性等に応じて、乙の情報連絡員を介して電源車の配置先について乙と協議できるものとする。

- 3 甲及び乙は、優先して復旧すべき重要設備に関する情報を平時から共有するものとし、甲が施設管理者となっている重要施設にあっては、変更が生じた場合、その情報を随時共有するものとする。

(協 議)

第3条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

(附則)

- 1 平成26年6月23日に締結された「長野県内における停電発生時等の情報連絡体制に係る覚書」は、この確認書の締結をもって廃止する。

令和2年8月25日

長野県長野市大字南長野字幅下692-2
甲 長野県
危機管理部長 竹 内 善 彦

長野県長野市柳町18
乙 中部電力パワーグリッド株式会社
長野支社
総務部長 増 田 勇 人